

建設工事等の入札結果及び関係規程等の公表要領

第1 目的

留萌市契約規則（昭和40年規則第29号）第53条の規定に基づき、建設工事等の入札結果及び契約結果等の公表について必要な事項を定めるものとする。

第2 公表の対象

- (1) 建設工事等（調査、測量、設計等の委託及び随意契約を含む。）に係る入札及び契約結果に関する事項。
- (2) 物品調達に係る入札及び契約結果に関する事項。
- (3) 契約に関する関係規程

第3 公表の内容

- (1) 入札名、調達物品名
- (2) 入札参加業者、落札業者名
- (3) 入札経過及び入札結果（執行記録も含む。）
- (4) 予定価格、落札価格、契約金額
- (5) 競争入札参加資格者名簿
- (6) 別表に掲げる規程等
- (7) その他主管課長が公表することについて適当と認めたもの（契約に関する事項に限る）

第4 公表内容の範囲

- (1) 第3の(1)、(2)、(3)、(4)は、当該年度及び前年度のものとする。
- (2) 第3の(5)及び(6)は、閲覧に供する時点で現に有効なものとする。

第5 公表の時期

- (1) 第3の(1)については、入札執行前に公表するものとする。
- (2) 第3の(2)(3)については、入札執行後に公表するものとする。
ただし、議会の議決を必要とする工事請負契約にあっては、当該議案が可決し、本契約が締結された後に公表とする。
- (3) 第3の(4)の予定価格については、留萌市予定価格公表実施要領第3条に規定を準用する。
- (4) 第3の(5)及び(6)については、いつでも公表するものとする。

第6 公表の方法

- (1) 産業建設部閲覧室及びホームページ等において公表するほか、第3の(1)から(4)に掲げる事項を記載した書面並びに(5)及び(6)については閲覧に供して公表する。
- (2) 無記名により閲覧に供するものとする。

附 則

この要領は、平成12年4月1日から実施する。

附 則

- 1 この要領は、平成14年11月1日から実施する。
- 2 平成14年12月1日から平成15年11月30日までの間は、第5(1)中「指名通知後」とあるのは、「入札執行後」と読み替えるものとする。

附 則

この要領は、平成21年5月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から実施する。

別表(第3の(6)関係)

工事に係る競争入札参加者指名基準
工事に係る競争入札参加者格付基準
建設工事請負業者格付一覧
登録業者名簿(工事・委託)
市内限定型一般競争入札実施要領
建設工事共同企業体運用基準
最低制限価格制度事務取扱要領
留萌市低入札価格調査制度実施要領
留萌市競争入札心得
公正入札調査委員会設置要領
建設工事等の入札結果及び関係規程等の公表要領
公募型指名競争入札実施要領
留萌市入札執行傍聴要領
留萌市予定価格公表実施要領
公示用設計図書の取扱要領
競争入札参加資格者指名停止事務処理要綱
留萌市発注工事に係る元請・下請適正化指導要領
建退共制度の適正な手続に関する事務処理要領